

「株式外資等々取附の既成」初等と初等新置直前なるも且つ
六月十八日株式の會見の式立と祖傳西條器の器と了り專断を重ん
ず
へ故取附との回答を以て従業員と之を頼り「株式外資」の
附置等更金積を即ち十八日午前十時開始する事「株式」の
早急なる積込を希望する「株式」の積込更金の一取次り
附置等更金の積込する事「株式」の積込更金の積込
内田常務理事の「高田營業部長等」會見後附置の
室に關し會見録上の「株式」の積込更金の積込
六月十六日午前十一時「株式」の積込更金の積込
中照越附置の積込更金の積込の積込更金の積込
六月十五日「株式」の積込更金の積込更金の積込更金の積込
附置更金積込更金の積込更金の積込更金の積込更金の積込
第二條

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

洲事變五週年にて各行事が舉行され居る際として特に自重して問
題に當る様警告を發したり。
かくて同日午前十一時過ぎ會社樓上に於て従業員側十名が會社
側内田常務と會見したのであるが會社側は即座に保留五項目は
承認出來ず、然し二十才以上の男子にして會社所定の教育を受
けたる者には初任給壹圓（從來は單に慣行なりしを今回正式に
決定）を支給す、其の他は會社側の誠意に一任されたしとの回
答ありたる爲従業員側は直ちに別室にて協議を重ね再び常務と
會見し一般従業員に圖りたる上態度を決定すべく交渉したるも
會社側は従業員代表たる以上一般と圖る必要を認めずとして強硬
なる態度を持つて纏みたる爲再び代表は協議を開き引續き第三
回の會見をなしたるが會社側態度依然強硬にて譲歩せず従業員
代表は已むなく爭議費用會社負擔の實行を申出たる處明細書の